

朝霞市規則第 26 号

朝霞市都市計画区域における開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

朝霞市都市計画区域における開発行為等の規制に関する規則（平成 20 年朝霞市規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「建築の用に供する目的で行う開発行為」の次に「（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要するものを除く。第 17 条において同じ。）」を、「開発行為（」の次に「当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び」を、「以上のものを除く」の次に「。第 17 条において同じ」を加える。

第 17 条中「（開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のものを除く。）」を削る。

様式第 45 号を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第 2 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後に許可を受ける開発行為について適用し、同日前に許可を受けた開発行為については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の第 1 7 条の規定は、この規則の施行の日以後に承認を受ける地位の承継について適用し、同日前に承認を受けた地位の承継については、なお従前の例による。